

京都市告示第185号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成26年6月16日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 一般国道  
 供用開始の期日 平成26年6月30日 午前11時  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員	備 考	
162号	右京区京北細野町不動ヶ谷2番地の1地先から	旧	A	メートル 4199.10	メートル 6.20~19.10	A及びBは、関係図面で表示する敷地の区分をいう。
			B	2790.00	11.00~76.50	
	新	B	2790.00	11.00~79.00		
	同区京北周山町隠谷52番地の1地先まで					

- 2 道路の種類 府道  
 供用開始の期日 平成26年6月30日 午前11時  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
宮ノ辻神吉線	一般国道162号交点から	旧	メートル 42.70	メートル 8.90~13.20
			新	574.50
	同区京北細野町東ノ垣内25番地地先まで			

(建設局土木管理部道路明示課)